

平成23年度税制改正の概要

1. 個人の税金

1 年金所得者の申告手続等の簡素化

平成23年度分から、次の要件のいずれも満たす場合には、確定申告書の提出は不要とされました。

- 1年間の公的年金等の収入金額が400万円以下である
- その年分の公的年金等の雑所得以外の所得が20万円以下である

平成25年1月1日以後の公的年金等に対する源泉徴収税について、寡婦(寡夫)控除が追加されます。

2 還付申告の受付の早期化

平成23年分より、申告義務のある者の還付申告書は、翌年1月1日から提出できるようになります(現行は翌年2月16日)。

給与の年間収入金額が2,000万円を超える方や、2か所以上から給与の支払を受けている方等が該当します。

3 配当の特例の見直し

配当に関する次の特例の対象は、発行済株式総数の3%未満の株主とされます(現行は5%未満)。

上場株式等の配当所得の申告不要制度

上場株式等の配当等の源泉徴収税率(所得税7%、住民税3%)

特例の適用がないときは所得税20%

非課税口座内の少額上場株式等の配当所得の非課税

とは平成23年10月1日以後の配当から、は平成26年1月1日以後の配当から

4 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例

平成23年6月30日以後、発行日から償還期限までの期間が1年以下であるすべての国債が、対象とされます。

5 その他

事業所得などの計算にあたり、切放し低価法が廃止されます。

遺贈、相続または贈与により取得した資産から生じる利子所得や配当所得については、取得者が引き続きその資産を保有していたものとみなして取り扱われます(期間按分等をしません)。

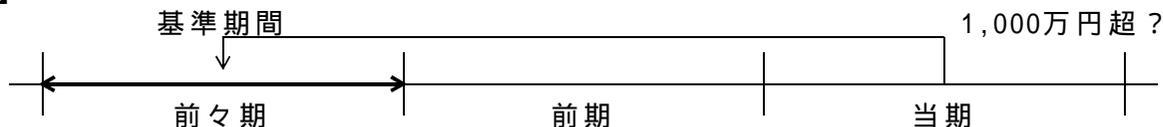
増改築等に際して補助金等の額を支出額から控除する旨が明記されたほか、高齢者等居住改修工事等の税額控除額の上限額が縮小されます。

平成23年度税制改正の概要

2. 消費 税

1 免税事業者の判定

【現 行】



「基準期間の課税売上高が1,000万円以下」であれば免税です。

【改正後】



「基準期間の課税売上高が1,000万円以下」であり、かつ、
「特定期間の課税売上高が1,000万円以下」であれば免税です。

給料等の支払額に代えることもできます

特定期間とは、前年または前事業年度(7月以下のものを除く)開始の日から6月間の期間をいいます。

1期目が7月である資本金1,000万円未満の新設法人であれば、1年7月は免税であると読めるのですが、消費税法施行令等を確認する必要はありそうです。

平成25年1月1日以後に開始する年(個人)または事業年度(法人)から適用されます。

2 95%ルールの一部制限

課税売上高が年換算で5億円を超える場合には、課税売上割合が95%以上であっても、課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除することができなくなりました。

したがって、この場合には、区分経理のうえ個別対応方式によるか、一括比例配分方式によることになりますが、2年間の継続適用後でないと、一括比例配分方式から個別対応方式へ変更することができないことに注意してください。

平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 その他

平成23年8月31日以後、不正還付は未遂であっても罰せられるようになりました。

平成23年度税制改正の概要

3. グループ法人税制

- 1 評価損の損金不算入
平成23年6月30日以後、完全支配関係がある内国法人の株式の評価損は、損金の額に算入できなくなります。
- 2 中小特例の不適用
平成23年4月1日以後に開始する事業年度から、複数の完全支配関係がある大法人の完全子(孫)会社等には、次の中小特例は適用されなくなります。
中小企業者等の軽減税率
留保金課税制度の不適用措置
中小企業等の貸倒引当金の法定繰入率
交際費の損金不算入制度での中小起業者の600万円の定額控除
欠損金の繰戻還付

大法人とは、資本金(または出資金)の額が**5億円以上**の法人(または相互会社等)をいいます。

4. 新設された法人税減税措置

- 1 雇用促進税制(新設)
平成23年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度に、次の減税措置が創設されました。

	資本金1億円超の法人等	中小企業者等
対象法人	青色申告法人で、当期および前期に(事業主都合の)離職者がいないことの証明を受けた法人	
適用要件	雇用保険一般被保険者数が対前年比で下記、のいずれも満たすこと等の公共職業安定所長の確認を受けた場合	
	10%以上増加 5人以上増加	10%以上増加 2人以上増加
控除額	増加一般被保険者数×20万円	
控除限度	法人税額×10%	法人税額×20%

- 2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の投資減税の創設
平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をし、1年以内に事業供用した場合には、30%の割増償却または7%の税額控除(中小起業者等のみ)が認められます。
- 3 その他
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例や、認定研究開発事業法人等の課税の特例などもあります。

5. 法人税制のその他の改正

- 1 中間申告の制限
仮決算による中間申告書に記載できる税額は、前年度の確定法人税額の「年換算額の半分」までとされました。
- 2 棚卸資産の評価方法
切放し低価法が廃止されました。
- 3 取引先等に対する調査の対象物件の見直し
帳簿書類以外の物件が追加されることになりました。

いずれも、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

6. 法定調書等

- 1 金地金等の譲渡の対価の調書
平成24年1月1日以後の居住者や、国内に拠点のある非居住者が行う金地金等の譲渡から、その対価についての調書の提出が制度化されます。
- 2 法定調書の電子化
平成26年1月1日以後は、年間1,000枚を超える調書や源泉徴収票等を提出する場合には、電子化した方法で提出しなければなりません。
- 3 源泉所得税の納税地
平成24年1月1日以後の源泉所得税の納付から、事務所等に移転した場合の納税地は、移転後の所在地等とされます。

7. その他

- 1 故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設
確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより税を免れた者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金(あるいは、両方)されるようになります。